

佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第2号

佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の任用に関する規則（昭和44年佐賀県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(臨時的任用)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により臨時的任用を行つた場合は、<u>速やかに人事委員会に報告しなければならない。</u></p>	<p>(臨時的任用)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により<u>行う臨時的任用について、毎年度の状況を翌年度の4月30日までに人事委員会に報告しなければならない。ただし、臨時的任用を行わなかった年度については、この限りでない。</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の佐賀県職員の任用に関する規則第9条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に任命権者が行う臨時的任用の状況に関する報告について適用し、同日前に任命権者が行った臨時的任用の状況に関する報告については、なお従前の例による。